

人事院規則 12—0（職員の懲戒）（抄）

（総則）

第1条 職員の懲戒は、官職の職務と責任の特殊性に基いて法附則第13条の規定により法律又は規則をもつて別段の定をした場合を除き、この規則の定めるところによる。

（停職）

第2条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

（減給）

第3条 減給は、1年以下の期間、俸給の月額額の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

（戒告）

第4条 戒告は、職員が法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

（懲戒の手續）

第5条 懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれに替えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。

3 第1項の文書に記載すべき事項は、人事院が定める。

（他の任命権者に対する通知）

第6条 任命権者を異にする官職に併任されている職員について懲戒処分を行つた場合においては、当該処分を行つた任命権者は、他の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（処分説明書の写の提出）

第7条 任命権者は、懲戒処分を行つたときは、法第89条第1項に規定する説明書の写1通を人事院に提出しなければならない。

第8条・第9条 （略）